

# 「川越市アスベスト対策推進方針」

平成17年12月27日 市長決裁

## 1 目的

本市はアスベスト問題について、昭和61年から市有施設の対応を中心に対策を進めてきた。しかし、今日はこの問題が、民間建築物での使用、建築物の解体・補修時の飛散、廃棄物の処理、健康被害等多岐にわたっていることから、部局間の連携を図り総合的に対策を推進するため「川越市アスベスト対策連絡会議」を設置して対策に取り組んでいる。

本市は、アスベスト問題に対し、過去の経験を踏まえ、統一した方針により、将来にわたり継続的に取り組んでいこうと考えている。

そこで、市民の不安を解消するとともにその健康を守るため、本方針を策定するものである。

## 2 定義

本方針で用いる用語の定義は、次のとおりとする。

### (1) アスベスト含有吹付け材

アスベストにセメント等の結合材と水を加え混合し、吹付け機を用いて吹き付けたもの。吹付けアスベスト、アスベスト含有吹付けロックウール、アスベスト含有ひる石吹付け材及びアスベスト含有パーライト吹付け材のうち、アスベスト含有率が0.1重量%を超えるものをいう。

### (2) アスベスト成形板

セメント、けい酸カルシウム等の原料に、アスベストを補強繊維として混合し、成形されたもののうち、アスベスト含有率が0.1重量%を超えるものをいう。

### (3) 廃石綿等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条の4第5項トに規定する産業廃棄物をいい、建築物等に用いられるアスベスト含有吹付け材等を石綿建材除去事業により除去されたもの等をいう。石綿とはアスベストのことをいう。

### (4) 石綿含有産業廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第1項ロに規定する産業廃棄物

をいい、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた廃石綿等以外の産業廃棄物であり、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するものをいう。

### 3 対応内容

#### (1) 市民からの相談等への対応

ア 市民からのアスベストに係る相談に対応するための窓口を設けることにより、不安の解消を図る。

イ 市民からの健康相談等に対応するための健康相談窓口を設け、相談に応じることなどにより、健康不安の解消を図る。

ウ 元教職員住宅の住民に対して、現在実施中の健康診断については、引き続き実施する。

#### (2) 建築物への対応

##### ア 市有施設への対応

(ア) 市有施設のアスベスト含有吹付け材等の使用実態の調査・確認を進め、アスベストが確認された施設については、早急に除去等の対策を実施する。

(イ) アスベスト成形板等(アスベスト含有吹付け材を除く)については、解体・補修時に調査・対応することにより飛散防止を徹底する。

(ウ) 施設の除去状況の公表については、施設ごとに除去等が終了した時点で公表する。

(エ) アスベスト使用の有無を調査した結果をアスベスト施設台帳として整備し、管理を行う。

##### イ 民間施設への対応

民間建築物の所有者・管理者等に対して、アスベスト含有吹付け材の適切な管理及び飛散防止対策等を実施するよう指導・啓発を行う。

#### (3) 建築物の解体・補修時の事業者への対応

ア 今後、増加が予想される建築物解体工事等に関して、「大気汚染防止法」に基づく事前調査結果の報告及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」に基づく建築物の解体工事の届出時に、アスベスト使用の有無を確認し、工事現場にアスベスト使用の有無を表示するよう指導す

る。

イ 「大気汚染防止法」に基づくアスベスト含有吹付け材等の除去を伴う解体等の作業については、自主測定の協力依頼や立入検査の実施など、飛散防止対策の徹底を図る。

#### (4) 廃棄物への対応

##### ア 産業廃棄物への対応

(ア) 廃石綿等（飛散性アスベスト廃棄物）の排出事業者に対し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」に基づく指導を徹底し、廃棄物からの飛散防止を図る。

(イ) 石綿含有産業廃棄物（非飛散性アスベスト廃棄物）については、環境省から示された「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」及び関係通知に従って適正に処理されるよう、立入検査等により、廃棄物処理業者等への指導を強化していく。

##### イ 家庭からの廃棄物への対応

家庭から出されるアスベスト含有家庭用品については、一般廃棄物として市が処理し、排出方法等を市民へ周知する。

##### ウ その他への対応

アスベスト廃棄物の不法投棄を防止するため、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の確認や監視パトロール等の対策を実施する。

#### (5) アスベスト製品製造工場への対応

過去のアスベスト製品製造工場に関する情報については、適切に調査し対応すると共に、広報やホームページを通じて、市民への情報提供を行う。

#### (6) 市民への情報提供

ア 市有施設などのアスベスト対策の状況や大気中のアスベスト濃度の監視結果等について、広報やホームページを通じて、市民へ公表していく。

イ アスベスト対策工事を実施する事業者に対して、埼玉県の「環境みらい資金」や事業融資としての「川越市中小企業中口事業資金融資」等の融資制度を紹介する。

#### (7) ノンアスベスト製品の使用

- ア 市有施設の新築、改修等に際しては、ノンアスベスト製品の使用を図る。
- イ 公用車、教育用機器、その他の物品の購入に際しては、ノンアスベスト製品を採用する。
- ウ 市有施設等において、アスベスト使用機器が確認された場合は、周辺への影響を検討し、対策が必要なものは更新する。
- エ 石綿水道管の更新については、ほとんどが実施済みであり、残存する一部についても引き続き更新を図り、ノンアスベスト化を完了する。
- オ ノンアスベスト製品の使用について、市民へ周知を行う。

#### (8) 大気中のアスベスト濃度の監視

大気中のアスベスト濃度を把握し、適切な対策を講ずるため、モニタリング調査を実施する。

#### (9) その他

- ア アスベスト関連情報の収集に努める。
- イ 労働基準監督署、埼玉県等の関係機関との連携により、アスベスト対策を効果的に実施する。
- ウ 必要に応じて、国・県等への要望を行う。

### 4 対応課

別紙「関係部署一覧」のとおりとする。

### 5 推進体制

「川越市アスベスト対策連絡会議設置要綱(平成 17 年 9 月 1 日市長決裁)」による。

## 附 則

改正 平成 1 8 年 1 0 月 1 日

改正 平成 1 9 年 4 月 1 日

改正 平成 2 1 年 4 月 1 日

改正 平成 2 2 年 4 月 1 日

改正 平成 2 5 年 4 月 1 日

改正 平成 2 8 年 4 月 1 日

改正 令和 4 年 4 月 1 日

別紙 関係部署一覧

対応項目		関係部署
市民からの相談等への対応	公共建築物に関すること	公共施設専門部会(建築住宅課)
	民間建築物に関すること	民間施設専門部会(建築指導課)
	環境・その他に関すること	環境専門部会(環境対策課)
	健康に関すること	健康専門部会(健康管理課)
建築物への対応(市有施設への対応)		各施設所管課
建築物への対応(民間施設への対応)		建築指導課
建築物の解体・補修時の事業者への対応	建設リサイクル法	建築指導課
	大気汚染防止法	環境対策課
	石綿障害予防規則	川越労働基準監督署
廃棄物への対応	産業廃棄物への対応	産業廃棄物指導課
	家庭からの廃棄物への対応	資源循環推進課・収集管理課
	その他への対応	産業廃棄物指導課・資源循環推進課
アスベスト製品製造工場への対応		環境対策課
市民への情報提供	広報	事務局・広報室
	ホームページ	事務局・広報室
	融資	産業振興課
ノンアスベスト製品の使用	建物・設備・建材関係	建築住宅課・管財課
	自動車関係	管財課
	その他物品関係	契約課・財務課・各課
	水道管	事業計画課
大気中のアスベスト濃度の監視		環境対策課
その他		事務局